

ご利用者さまへのお知らせ

～申請書の記入方法について～

いつもセンターをご愛顧いただき誠にありがとうございます。

ご利用の皆さまから多数お問い合わせをいただいております

使用許可申請書の記入方法について法令等にもとづき検討させていただいた結果、

2018年4月1日以降の申し込みから、記入方法を以下のとおり統一させていただくこととなりました。

皆さまが施設を公平にご利用いただけるよう使用許可申請書の記入方法統一にご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点などございましたら窓口スタッフにお問い合わせください。

今後もセンターのご利用をよろしくお願い致します。

申請者の住所等

- ・使用許可申請書には”**団体(サークル)責任者**”ではなく、
”**申請にあたっての責任者**”(実際に申請に来られた方)の住所・団体名・氏名・電話番号の記入をお願いいたします。

※免除団体の方は”**団体責任者**”の氏名、電話番号を記入して頂き、
追記にて”**申請者**”の氏名、電話番号の記入をお願いいたします。

- ・申請者の住所が吹田市以外の場合、
市外割増料金となり、**利用料金が10割増(倍額料金)**となります。

(例) 吹田市内在住の方:利用料金 1,000円 ⇒ 吹田市外在住の方:利用料金 2,000円

※岸部・千里丘市民センターにて、吹田市以外の方がお申し込みをされる場合は、申込可能期間が**3カ月先**までとなります。

※法人として申請される方は、**事務所の所在地**の記入をお願いいたします。

- ・申請住所は**市町村名**から記入していただき、正確な住所の記入をお願いいたします。。

- ・**団体名**は必ず記入していただくようお願いいたします。

入場料

- ・**営利を目的**とする活動で、入場料を徴収する場合、”**入場料徴収有り**”にチェックを入れていただき、それ以外の場合は”**入場料徴収無し**”にチェックをお入れください。

※営利を目的とする活動で、入場料が500円未満の場合は**10割増料金**、500円以上の場合は**20割増料金**となります。

(※図1参照)

※図1

	利用料金が1,000円の場合	
	吹田市在住の方	吹田市外在住の方
入場料500円未満	2,000円(10割増料金)	3,000円(20割増料金)
入場料500円以上	3,000円(20割増料金)	4,000円(30割増料金)